

令和7年9月吉日

お客さま各位

のぞみ信用組合

貸金庫規定の改定について

平素は、のぞみ信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年5月30日、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が盛り込まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」を明示、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されています。

これを受け、当組合は貸金庫業務の更なる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。なお、改定後の規定は、従前よりご利用いただいているお客様についても適用対象となりますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定（貸金庫には保護函、自動貸金庫を含む）

2. 主な改定内容

①貸金庫に保管いただけないものに「現金」を追加

②「貸金庫借用に関する申告書」（利用目的の確認）を書面等で提出いただくこと

3. 改定日

令和8年2月1日（日）

4. ご留意点

（1）現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等に、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

（2）なお、2.②に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」につきましては、貸金庫をご契約いただいているお客様に対し、本年9月より順次、お届けいただいている住所宛てに郵送させていただきます。お手元に届き次第、ご返信いただきますようお願いいたします。

（3）貸金庫をご契約いただいているお客様に安心してサービスをご利用いただくため、貸金庫の副鍵（紛失等に備えて予備の鍵を封印し、当組合が保管している鍵）を各営業店保管から本部集中保管に変更し、これまで以上に厳格な管理を行ってまいります。
万が一お客様が鍵を紛失された場合等には、鍵の取寄せ・開錠に数日要することとなりますのでご了承ください。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上